

# 小田原市立白山中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月

(令和 6 年 10 月改定)

# 小田原市立白山中学校

## 小田原市いじめ防止基本方針

### <目次>

I 基本的な考え方	3
1 いじめの定義	
2 いじめに対する基本認識	
3 いじめ対策の基本理念	
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応	
(4) いじめの解消	
(5) 家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 地域との連携	
II 基本的施策・措置	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの未然防止のための措置	
(3) いじめの早期発見のための措置	
(4) いじめに対する措置	
(5) 家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 地域との連携	
(8) 学校評価における留意事項	
III 重大事態への対処	9
1 いじめの重大事態	
2 市教育委員会又は学校による対処	
(1) 重大事態発生への報告	
(2) 事実関係を明確にするための調査	
(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供	
(4) 調査結果の報告	
(5) 調査結果の公表	
IV 学校におけるいじめ防止等を推進する体制	11
1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
(1) 組織の設置	
(2) 組織の構成員	
(3) 組織の役割	
(4) 年間計画	

# I 基本的な考え方

## 1 いじめの定義～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めているとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

## 2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人が目で見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

## 3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子どもと大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないよう取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。

- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組めます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子どもたちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むことが大切です。

#### 4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

##### (1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子どもの発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にできる心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育むことが重要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子どもの育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。

##### (2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性\*1に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応することが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子どもをいじめから守り、子どものいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

\*1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため注意深く状況を把握する必要があります。

### (3) いじめの早期対応

- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。

### (4) いじめの解消

- 学校は、いじめを行った生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する\*2 こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態\*3 と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

\*2 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

\*3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

### (5) 家庭との連携

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切に作る心」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携して取り組むことが重要です。

- 学校は、いじめを受けた生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに子どもに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

#### (6) 関係機関との連携

- いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

#### (7) 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子どもたちが、多様な価値観をもつ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

## II 基本的施策・措置

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第13条では、全ての学校に対し、国の基本方針、県や市の基本方針を参考として、「学校いじめ防止基本方針」を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
  - ・いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめを行う行為の抑止につながります。
  - ・いじめを行った生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った生徒への支援につながります。

○いじめの防止等には地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、生徒の意見を取り入れて策定し、見直すとともに、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組みます。

## (2) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考え議論し、行動できるよう指導・支援に努めます。
- 学校は生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な生徒\*4に係るいじめについては、当該生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- 他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。
- スクールボランティア\*5の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

\*4 発達障害を含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、外国につながる生徒、性同一障害に係る生徒や「性的マイノリティ」とされる生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒など。

\*5 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア。

## (3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談\*6の実施等により、生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- 生徒の小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

○教育相談等で得た生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

\*6 アンケート調査や教育相談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、該当生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。

#### (4) いじめに対する措置（法第22条及び法第23条関係）

○いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第22条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。

○いじめを受けた生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解消に向けた対応や心のケア等の支援を行います。

○教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。

○いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。

○いじめを行った生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。

○いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及び保護者、また、いじめを行った生徒及び保護者への継続的な指導・支援等を行います。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有して対応します。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取組みます。

○インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。

○いじめに関する事実確認等で得た情報は、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

#### (5) 家庭との連携（法第17条関係）

○PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発をします。

○学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

○子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応ができるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援をしていきます。

## (6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組みます。

## (7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会・学校評議員会\*7、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校運営協議会・学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

\*7 学校運営協議会・学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校運営協議会・学校評議員は市教育委員会が任命・依頼します。

## (8) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

# Ⅲ 重大事態への対処

## 1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。

### 重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合  
(例)
  - ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合等
- ②いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

○生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立て\*8があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

\*8 生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。

## 2 学校による対処

### (1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。

### (2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生への報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

#### ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

#### イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

### (3) いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。これらの情報提供を行うに当たっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

#### (4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた生徒又はその保護者に伝えておきます。

#### (5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

### IV いじめ防止等を推進する体制

#### 1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

##### (1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにします。

##### (2) 組織の構成員

- |            |   |
|------------|---|
| 《生徒指導連絡会》  | 生徒指導支援部長・学校生徒指導担当・学年生徒指導担当<br>養護教諭  |
| 《生徒支援連絡会》  | 生徒指導支援部長・教育相談コーディネーター・学年主任<br>養護教諭・スクールカウンセラー   |
| 《いじめ対策委員会》 | 生徒指導支援部長・学校生徒指導担当・学年生徒指導担当<br>養護教諭・総括教諭・各学年主任・教務主任・学年担当職員<br>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー<br>個別支援室担当・訪問相談員・専門医・臨床心理士・PTA役員<br>学校評議員・保護司・主任児童委員・弁護士など<br>必要に応じて適切な人選をし、参加を求め、対応等を協議する。 |

### (3) 組織の役割

この組織は、いじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

#### 【未然防止】

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・いじめを受けた生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携・いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携・在校生やその保護者に対する情報提供等

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・白山中学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・白山中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

### (4) 年間計画

4月	① 服装・生活のきまりの確認 ② 1年生、登下校時の指導 *下校指導(毎月1回程度) ③連休前の指導 ④教育相談	
5月	① 運動会前後の生徒指導 ②学校生活の調査 ③hyper-QU	
6月	① 白山学区育成会総会 ③修学旅行・遠足の指導 ③教育相談	
7月	①「白山の夏」作成 ②夏休み前の生徒指導 ③PTA 下校指導	
8月	① 夏休み中の生徒指導	
9月	① 夏休み明けの生徒指導 ②白山学区育成会幹事会 ③教育相談	
10月	① 合唱祭の生徒指導 ②学校生活の調査	
11月	① 教育相談 ②遠足の指導 ③PTA 下校指導	
12月	①「白山の冬作成」 ②冬休みの生徒指導	
1月	① 冬休み明けの生徒指導 ②服装・生活のきまりの確認 ③教育相談 ④学校生活の調査	
2月	① 卒業期に向けての生徒指導	
3月	① 卒業式の生徒指導 ②年度末の生徒指導 ③春休みの生徒指導	↓

# 第1回「学校生活」についての調査

(2024年5月27日実施)

年 組 番 氏名

白山中の生徒全員が、明るく楽しく学校生活を送ることができるために、「学校生活」の調査を実施します。

ふだんの中学校生活をふり返ってみてください。あなた自身や、あなたの周りの人たちの中で、つらい思いをしている人や困っている人はいませんか。

\* 困ったことを解決し、明るい学校生活を送ることができるよう、勇気を出して書いてください。

※当てはまるものすべての記号に○を付けてください。語句で記入する箇所もあります。

## あなた自身について答えてください

- あなたは今まで(2024年4月から今日まで)に、誰かに「嫌がらせを受けた」・「いじめられた」ことがありますか?
  - はい
  - いいえ ※『b. いいえ』と答えた人も、2の①～⑥について答えてください。
- 「嫌がらせを受けた」・「いじめられた」内容はどんなことですか?
  - いつ頃ですか? (複数回答可)
    - 4月
    - 5月
    - いじめを受けたことはない
  - それはどのような「嫌がらせ」や「いじめ」でしたか? (複数回答可)
    - なぐる、けるなどの暴力行為
    - お金や品物を要求するような行為
    - 人のものをこわしたり、かくしたり、いたずらするような行為
    - 人のいやがることを言ったり、行ったりする行為
    - 人のいやがることをむりやりさせるような行為
    - 仲間はずれや、無視をするような行為
    - 電話や手紙、SNSやブログなどで、嫌がらせをするような行為
    - 人からからかわれたりする行為
    - その他 ( )
    - 「嫌がらせ」や「いじめ」を受けたことはない
  - 場所はどこですか? (複数回答可)
    - 校内    ア. 自分の教室    イ. 他の教室    ウ. トイレ  
          エ. 廊下            オ. グランド    カ. その他 ( )
    - 校外 ( )
    - 携帯やスマホなどで
    - 「嫌がらせ」や「いじめ」を受けたことはない
  - このことを誰かに相談しましたか? (複数回答可)
    - はい    ア. 先生    イ. 親    ウ. 友達    エ. その他 ( )
    - いいえ
    - 「嫌がらせ」や「いじめ」を受けたことはない

